

## 各種障害手当等のお知らせ

### 特別障害者手当

**対象者** 日常生活において、常時特別の介護を要する満20歳以上の在宅の重度障害者

**支給月額** 27,980円/月(令和6年3月分まで)  
28,840円/月(4月分から令和7年3月分まで)

**支給月** 2月・5月・8月・11月の年4回

### 特別児童扶養手当

**対象者** 20歳未満で、身体や精神に中度以上の障害がある児童を監護している父、母または父母にかわって児童を養育している養育者

**支給月額** **1級(重度障害児)**  
53,700円/月(令和6年3月分まで)  
55,350円/月(4月分から令和7年3月分まで)  
**2級(中度障害児)**  
35,760円/月(令和6年3月分まで)  
36,860円/月(4月分から令和7年3月分まで)  
※請求者または配偶者もしくは扶養義務者に一定以上の所得がある場合は手当の支給が停止されます

**支給月** 4月・8月・11月の年3回

### 障害児福祉手当

**対象者** 日常生活において、常時介護を要する満20歳未満の在宅の重度障害児

**支給月額** 15,220円/月(令和6年3月分まで)  
15,690円/月(4月分から令和7年3月分まで)

**支給月** 2月・5月・8月・11月の年4回

### 心身障害児福祉年金

**対象者** 心身に障害のある児童の保護者で、市内に1年以上住所を有する方  
※当該児童も市内に住所を有すること  
身体障害児の場合は、身体障害者手帳(1級~4級)を取得している児童  
知的障害児の場合は、療養手帳(① A ② B)を取得している児童

**支給月額** 4,000円/月

**支給月** 毎年度3月末に一括支給(満額の場合、48,000円)

各手当について、一定の所得がある場合や、施設入所した場合など、対象外となる要件があります。詳細や請求手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問・申】障害福祉課 ☎(0879)26-9903

## 街角の年金相談センターの 年金相談(予約制)

4月16日(火)10:00~15:00 長尾公民館講座室②

基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。  
(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

【問】街角の年金相談センター高松オフィス ☎(087)811-6020

## 年金事務所の 出張年金相談(予約制)

4月23日(火)10:00~15:00 津田公民館第3講座室

基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。  
(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室 ☎(087)804-0508

### 日本年金機構からのお知らせ

## ご存じですか?「学生納付特例制度」

学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

#### ○対象となる学生

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等

#### ○所得の目安(※申請者本人の前年所得)

128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

#### ○手続き方法

年金手帳・学生証(コピー可)もしくは在学証明書を持って、さぬき市国保・健康課または高松東年金事務所に申請してください。

前年度に承認を受けた方で当年度も在学予定の方には、日本年金機構から4月初めに再申請の用紙が送られますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

#### ○承認を受けた期間について

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、学生納付特例制度期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。追納すると将来受け取る年金額が増額されますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

【問】高松東年金事務所 ☎(087)861-3866